

変更理由

埋立造成に伴う水際線の変化に対応するとともに防潮壁などの防災施設と一体となって、水域及び護岸等を効率的に維持・保全するため、港湾隣接地域の変更を行う。

変更内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2の規定に基づき名古屋港港湾隣接地域の指定及び解除を次図及び次表のとおり行う。

変更箇所図



変更地区	変更内容
稲永・潮風ふ頭	指定
大手ふ頭	指定
築地東ふ頭	指定
大江ふ頭	解除
潮見ふ頭	指定・解除
中川運河	指定・解除

変更地区

変更地区	内容	地 番
稲永・潮風ふ頭	指定	港区稲永三丁目 901 番地の 1、901 番地の 2、903 番地の 2、904 番地
大手ふ頭	指定	港区築三町 3 丁目 8 番の 8、8 番地の 9
築地東ふ頭	指定	港区東築地町 1 番地の 5、南区豊田町字汐遊 3752 番地の 110、3752 番地の 126、3752 番地の 97
大江ふ頭	解除	港区大江町 22 番地及び同地番地先、24 番地、9 番地の 33、9 番地の 1
潮見ふ頭	指定	港区潮見町 37 番地の 13
	解除	港区潮見町 37 番地の 15
中川運河	指定	中川区運河町 709 番地の 1、708 番地、710 番地の 1、706 番地の 1、705 番地の 1、701 番地の 1、702 番地の 1、703 番地の 1
	解除	中川区運河町 705 番地の 3、709 番地の 2、710 番地の 5、710 番地の 2、710 番地の 3、711 番地の 2、706 番地の 2、705 番地の 2、701 番地の 4、701 番地の 2、702 番地の 2、219 番地、225 番地、226 番地、227 番地、304 番地、中村区運河町 720 番地の 2、719 番地の 1、718 番地の 2、736 番地、717 番地の 3、739 番地の 2、739 番地の 1、746 番地の 1、740 番地の 1、717 番地の 1、716 番地の 1、718 番地の 3、726 番地の 1

注) 表示の地番は、その土地の一部の場合を含む。